

健康食品の表示に関する意見

(社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 (NACS)

食生活特別委員会副委員長 蒲生恵美

1. はじめに（健康食品を取り巻く現状）

昭和 59 年から 61 年に実施された研究¹の成果として、食品の 3 次機能（体調節機能）が提唱され機能性食品の概念が生まれた。食品の機能性に関する企業の研究開発が進展する一方、社会は高齢化が進み消費者の健康志向は強まっていった。研究成果としての機能性食品を「売りたい」という企業側の狙いと、消費者の「健康であり続けたい」というニーズが合致し、互いに増幅装置の関係となって健康食品市場の拡大を促進した。

健康食品市場が拡大するなかで、企業の科学的根拠のない過剰広告や消費者の健康食品への過度な期待、またはいわゆる健康食品（未承認無許可医薬品を含む）による健康被害の発生などが社会問題化している。今般のエコナ問題をきっかけに、トクホ制度を含めた健康食品の表示全般が見直されるにあたり、以下の意見を申し述べる。

2. トクホ制度への提案

提案 1：機能性の程度が伝わる表示の検討

① トクホ制度を廃止しても問題は解決しない

いわゆる健康食品に比べて、ヒトについての安全性・有効性を評価しているトクホの方が科学的根拠のある信頼できる機能性食品である。エコナ問題をきっかけにトクホ制度廃止論が出ているが、トクホ制度をなくしたところで、機能性食品という概念が生まれ企業と消費者が互いに増幅装置化した現状は変わらない。トクホ制度がなくても、いわゆる健康食品として健康機能をちらつかせた食品は次々と生まれるだろう。

② 食事バランスガイド

トクホは病者を対象としたものではなく、健常者から正常範囲ではあるが血圧や血糖値が高めな人といった健康リスクが気になる健常者（境界領域）が対象である。本来このような人々の健康維持・増進にはバランスのよい食事と適度な運動の継続が最良の方法であることは栄養学的にも、食品に含まれるリスクを分散するという観点からも異論がないところである。そのためトクホ制度だけでなく、定義すらない健康食品そのものを概念から否定して、食事バランスガイドの普及をこそ強化すべきだという意見がある。

しかし血圧や血糖値が高めな人の多くはバランスのよい食事と適度な運動の継続が健康

¹ 文部省（当時）特定研究「食品機能の系統的解析と展開」

に良い方法であることを知らないわけではない。バランスのよい食事と、機能性を謳った健康食品のどちらをより健康に良い食品と捉えているかは調査してみないとわからないが、いずれにせよバランスのよい食事と適度な運動を継続することはかなりの努力を要するのに対して、トクホを含む健康食品は健康に良いことをした気分が簡単に得られる魅力的な食品なのである。食事バランスガイドの推進が健康維持・増進のための正論であることは否定しないし、食事バランスガイドが今以上に普及することを望むが、いくら食事バランスガイドの認知度が上がり利用が促進されても、食品の機能性にまつわる問題は解決しない。

③ トクホ制度の問題点：「機能性の程度が正しく伝わらないこと」

エコナ問題が起きた時、「トクホなのに安全性の問題を起こすとは何事か」という強い批判があった。機能性（有効性）をアピールしているのだから安全性は確保されていて当然だ、という考えだろう。しかもトクホという国のお墨付きを得ているのに裏切られた、という感情だったと推察する。

これは問題となった成分がそれまでの研究結果から想定されるリスクの程度よりもはるかに大きなリスクと捉えられてしまったことに加え、トクホの機能性（有効性）や安全性がどの程度のレベルで評価されたものか正しく認識されていなかったことが原因にあると思われる。トクホだけでなく健康食品はどれもそれだけで健康を維持・増進できるようなものはない。毎日の食事バランスや健康づくりの大切さを気づくためのきっかけ程度に捉えるべき商品である。しかし、前述の互いに増幅装置化した企業の「売りたい」という狙いと消費者の「健康であり続けたい」というニーズがトクホの機能性（有効性）や安全性の程度を実際以上に良いものに見せた分、問題が起きた時により大きな裏切られ感が発生したのではないか。トクホの機能性（有効性）の程度が正しく伝わらない理由には、互いに増幅装置化した企業・消費者ニーズの他に、トクホの表示の問題も挙げられる。

薬事法の規制により食品に医薬品的な効能効果を標ぼうすることはできない。そのため例えば歯の健康に関するトクホの場合、「虫歯を治す」とは表示できず「歯の再石灰化を増強する〇〇を配合し、歯を丈夫で健康に保つ」などと表示されている。

当該トクホをどの程度利用すれば、どういう人に、どのような効果（保健機能）が期待できるのか、を表示できないところに企業の宣伝がつけいるスキと消費者が過剰に期待してしまう落とし穴がある。「保健機能を有する関与成分が含まれる＝どんな量でも誰にでも機能が発揮される」ではない。リスクについて、「ハザードの存在＝リスクが大きい」ではないことと同じである。現在のトクホ表示制度では、消費者に機能性の程度が正しく伝わらない。リスクに関してハザードの有無ではなくリスクの程度を捉えることが大事であるのと同じく、機能性についても機能性の有無だけでなくその程度を消費者が正しく理解できるように伝えることが大事である。

トクホ表示が許可されたあるガムの場合、「1回に2粒を5分噛み、1日7回を目安にお召し上がりください」と商品に表示されている。企業のウェブサイトに掲載された商品 CM

や商品情報にはこの情報は含まれておらず、NACS メンバーでトクホ表示を検討した際にこの内容を知っていた者はほぼ皆無だった。トクホの表示規制があることで「1回に2粒を5分間、1日に7回」もガムを噛まなければいけないことが情報提供はされたが、国立健康・栄養研究所「健康食品の安全性・有効性情報」²の当該商品の有効性評価内容を見ると、1回に2粒を5分噛み、1日7回を「1週間続けた」時に対照群の再石灰化率27%に対して当該商品の再石灰化率が42%と有意差があったという内容であった。当該商品は1本14粒入りなので、毎日1本ずつ1週間決められた時間ガムを噛み続けて上記の効果（機能性）が得られるかもしれない、というのが当該トクホの機能性の程度といえる。

④ 機能性の程度が伝わる表示の必要性

「血圧が高めの方に適する」「コレステロールが高めの方に適する」トクホに関しても、その多くが商品の前面(front-of-pack: FOP)に「血圧が高めの方へ」「コレステロールが高めの方へ」というフレーズとトクホマークを表示し、商品の裏側や側面に小さい文字で「本品は〇〇を含んでおり、血圧（コレステロール）が高めの方に適しています」等の許可表示を「1日1本を目安に」等の摂取目安量表示とともに付している。

「血圧が高めの方へ」「コレステロールが高めの方へ」というフレーズがとても印象的なのに比べ、許可表示と摂取目安量を読んでも、どの程度（期間）利用すれば、どういう人に、どのような効果（保健機能）が期待できるのかわからない。印象的だが内容は曖昧な前面のフレーズに消費者の注意が偏ってしまい、肝心の機能性の程度が消費者に伝わらないことが問題である。

根拠となる研究結果は複数にわたり、しかも限られた包装面積に当該トクホの機能性の程度をわかりやすく表示するのはかなりの工夫がいる。しかし①どの程度（期間）利用すれば、②どういう人に、③どのような効果（保健機能）が期待できるか、という3点をポイントに機能性の程度を正しく伝えることができれば、消費者の過度な期待を抑えることができ、薬とは違う（健康）食品の位置づけを消費者に教育できるよいチャンスとなる。食品は薬とは違って急激な効果や機能を期待することはできない。国の審査を経たトクホがその機能性の程度を正しく伝えることができれば、国の審査を受けていないいわゆる健康食品の効果をも推測する力を養うことにつながるのではないか。さらに今のトクホ制度では許可表示の内容がほぼ同一であるが、根拠となる研究内容は商品によってまちまちである。許可表示の内容を個別の商品の機能性の程度に合わせて表示することは、開発企業の研究意欲を促進することにもつながると期待できる。

トクホの表示内容は薬との区別を保つために制限を受けているのだが、「血圧が高めの方へ」「コレステロールが高めの方へ」などの曖昧な表現はかえって実際の機能性の程度よりも大きな期待を消費者に与えていると思われる。むしろ機能性の程度を正しく伝える工夫をすることが薬との区別を保つためにも有効なのではないだろうか。

² http://hfnet.nih.go.jp/contents/sp_health.php 製造・販売業者から情報提供があった商品について科学的根拠のある安全性・有効性情報が掲載されている。

⑤ FOP 表示の検討

FDA は Smart Choices Program³あての文書⁴の中で「前面(FOP)に栄養表示があると裏面や側面の栄養情報を無視しがちになる」と指摘し、消費者が市場にある様々な FOP ラベルをどのように理解し利用しているのかを調査し、FOP ラベルの栄養基準を規定する規制案を作成していくとしている。

トクホも FOP にトクホマークや「血圧が高めの方へ」「コレステロールが高めの方へ」などの印象的なフレーズがあるためそこにばかり注意が行き、裏面や側面の栄養成分表示やトクホ許可表示等を読まなくさせている危険性がある。

「〇〇が高めの方へ」というフレーズは〇〇に関する疾患を持った消費者にも効果を期待させ、〇〇が高いのではないかと不安を持つ消費者にその商品を摂取すれば〇〇が高くなることを予防できると期待させてしまう。機能性表示は科学的根拠がある範囲で行われるべきであり、根拠のない機能性まで拡大解釈できる表現は規制される必要がある。「予防効果は認められていない」「〇ヶ月以上摂取しても変化が見られない場合は効果を期待できない」など薬で用いる表現を参考にするか、表現から受ける人の認知について心理学知見のある専門家の見解を参考にするなどして機能性の程度を誤解されない表現のさらなる検討を求めたい。

商品の FOP 面積にもよるが、「血圧が高めの方へ」「コレステロールが高めの方へ」といった機能性の程度を誤解させるおそれがある広告スペース等を利用して、先に挙げた機能性の程度を伝える 3 つのポイント (①どの程度 (期間) 利用すれば、②どういう人に、③どのような効果 (保健機能) が期待できるか) を機能性の程度を誤解されない表現でわかりやすく表示する工夫をして頂きたい。一般食品と違い機能性食品を購入しようとする消費者には改善したい目的があるので、機能性の程度に関する情報を適切に与えることができれば、その情報は消費者にとって関心の高い内容になるはずである。

FOP の表示と裏面や側面の栄養成分表示やトクホ許可表示等をどのように表示すれば消費者への情報伝達効果が高まるか、わが国も消費者調査や専門家の知見をふまえた検討を行って頂きたい。

⑥ 企業 CM やメーカー・販売業者サイトの規制強化

いわゆる健康食品と比べれば格段に冷静なものの、表示内容に規制があるトクホであっても企業 CM やメーカー・販売業者のサイトは消費者の過度な期待を誘うものになっている。「食事と一緒にとるだけで」「薬ではないので安心して」といったフレーズが散見される他、国立健康・栄養研究所「健康食品の安全性・有効性情報」の当該商品の安全性評価には正常・軽症者が対象の研究結果だけが記載されているのに、企業サイトには妊婦や子ども、幼児も摂取して大丈夫だと記載している商品がある。

トクホに限らず健康食品全般で起きていることだが、商品の機能性の程度を過信して医

³ <http://www.smartchoicesprogram.com/>

⁴ <http://www.fda.gov/Food/LabelingNutrition/LabelClaims/ucm180146.htm>

療行為を受けることを疎かにしたり、逆に「食品だから」と安心して本当は薬との飲み合わせ等で気をつけなければならない人が医師や薬剤師に相談せず安易に健康食品を利用したりするなどの問題が起きている。これはどちらも商品の機能性の程度が適切に捉えられていないことが原因である。トクホは健常者から境界領域の人が対象であって病者は対象ではないことはもっと周知徹底されなければならない。

商品表示だけでなく企業 CM やメーカー・販売業者サイトについても、有効性・安全性ともに科学的根拠のある範囲で、かつその程度が誤解されないような表示・広告がなされるよう監視規制の強化を求めたい。

提案2:機能性(有効性)評価基準の公表、国際動向を捉えた見直しの実施

① 機能性(有効性)評価基準の公表

トクホ(条件付トクホを除く)の評価は無作為化比較試験(RCT)で危険率5%、作用機序が明確であることとあるが、国立健康・栄養研究所「健康食品の安全性・有効性情報」の有効性評価をみると商品によって研究内容にかなり差があることがわかる。関与成分の作用機序などによって適切な研究デザインは変わってくるので、機能性(有効性)に関する統一的な評価基準を設定することは難しいと思われるが、評価した商品ごとにどのような基準で評価したかを公表して頂きたい。これは「どういう状況を確認すれば当該商品に関与成分による機能性があると認められるか」についての評価機関の考え方を示すことでもあり、企業のトクホ開発方針において、目標品質の妥当性を客観的な視点で確認する上でも有益な情報提供となる。どういう状態を食品の機能性があると認めるか、健康食品とは何かの定義が必要である。

ところで、国立健康・栄養研究所もしくは健康増進法に定める登録試験機関が製品サンプルの試験検査を行うが、その結果を含めた研究結果の評価は申請業者が提出する資料をもとに行われ、評価機関が独自にその結果の反証を探すことはない。

トクホの信頼性を回復するためには、機能性(有効性)だけでなく安全性も含めて申請業者が提出する資料だけの評価ではなく、国が行った研究で評価することが必要だという意見がある。しかしこれは国が企業の商品開発に税金を投入することでもあり、費用対効果を考えると適当とは言えない。ただ申請業者が提出した資料がチャンピオンデータだと誤解されないためにも、FDAのように文献レビューを行ってネガティブ情報も比較検討することで信頼性を増した評価制度に見直してほしい。

② 国際動向を捉えた見直しの必要性

トクホはわが国独特の表示制度であるが、栄養・健康強調表示を含めると日本、EU、アメリカともに科学的根拠に基づいた評価が行われている。しかしもともとなる法律⁵で食品の栄養・健康強調表示の考え方に違いがあるため許可内容に差があるのが現状である。

⁵ Nutrition Labeling and Education Act, Dietary Supplement Health and Education Act(アメリカ)EC Regulation on Nutrition and Health Claims No.1924/2006(EU)

また現在 FDA は栄養特性を示すための科学に基づいた統一基準を模索中であり、EFSA は 2010 年を目処に許可表示リストを作成している。諸外国が栄養・健康強調表示について戦略的に動いている中で、わが国の健康食品市場の健全な発展のために、今回の健康食品の表示制度の見直しは国際動向を的確に捉えた上で実施されることを強く望むものである。

③ 機能性（有効性）評価方法の研究

食品は複数の成分が含まれており、その量は一定ではない。機能性（有効性）に関与する成分を特定・測定することが困難なケースがあると思われるので、食品の特性をふまえた食品の機能性（有効性）を評価する手法について研究を進めて頂きたい。

提案 3：再評価のルール化

① 新しいリスクはどの食品にも起こりうる

科学の進展による新しい成分の発見や、検知技術の向上による既知成分・未知成分の発見、定量化は今後も促進されていく。今般のエコナ問題でグリシドール脂肪酸エステルという新しい物質が見つかったが、このようなケースは花王だけでなくどの企業にも起こりうる事態である。いわば新しいリスク（リスクは必ずしも危険という意味でなく、分からないことや不確定であることを含む）はどの食品にもどの企業にも起こりうるのである。これはトクホの許可基準を厳しくしたり、許可を受けたトクホを定期的に再評価する仕組みを設けたりすれば避けられるという問題ではない。新しいリスクは起こるものとして、その際のトクホ再評価手続きをルール化しておく必要がある。その際に大事なことは新しいリスクの発見＝危険、ではないということだ。そもそも食品にゼロリスクはあり得ない。新しい成分が発見されたといっても、トクホのようにその成分を含んだ商品の安全性がヒトで評価されている場合と、いわゆる健康食品のように安全性評価自体がなされていない場合では必要な対応は異なる。科学的根拠のない不安情報や不必要な回収対応は消費者メリットにはならない。実態とかけ離れた過剰反応を社会に起こさないような再評価ルールを検討することが望まれる。

コーデックスは「これまでの結論を変更させる可能性のある新たな証拠が生じた際には、健康強調表示を再評価すべきである」⁶としている。安全性だけでなく機能性（有効性）についても、それまでの評価内容を変える可能性がある新たな科学的根拠が明らかになった際には商品の再評価とその時すでに流通している商品の対応、および消費者への適切な情報提供がなされなければならない。

市場に出回っている商品の対応については、健康被害の可能性を判断基準とした「回収」「（回収せず）販売中止」「販売継続しつつ製造方法等変更指示」「情報提供のみ」等のルール化が望まれる。消費者への適切な情報提供については、メディアが科学的根拠に基づいて情報提供できるよう必要な情報が迅速に公表されることを望む。また、再評価となった

⁶ Draft Annex to the Codex Guidelines for Use of Nutrition and Health Claims: Recommendations on the Scientific Substantiation of Health Claims

場合は調査審議に時間を要する場合がありますので、再審査結果だけでなく途中経過についても事業者や行政から情報提供されることを望む。

②情報が正確・公平に伝わるために

今般のエコナ問題のように安全性に懸念が生じた事態の場合、当該事業者からの情報提供は消費者に信頼されず問題が歪曲・拡大しやすい傾向がある。とはいえ商品について一番情報を持っているのは事業者であり、製造販売に関する一義的な責任は事業者にあるので、市場に出回った商品の対応および消費者への適切な情報提供は行政と相談の上、事業者が判断して行うべきである。しかし事業者の判断が科学的に妥当であったとしても、当事者であるがゆえに、情報が消費者に正確・公平に伝わらないおそれがある。情報が正確に伝わらない状態は消費者メリットにはならない。事業者の判断が科学的に妥当でない場合はもちろんのこと、科学的に妥当な情報提供をしている場合でも、社会に不適切な過剰反応が起こらないよう行政が科学的根拠に即したわかりやすい情報提供をタイムリーに行うことが望まれる。

3. いわゆる健康食品への提案

提案1：自主点検ガイドラインの強化

いわゆる健康食品には特別な規制はなく、栄養補助食品、健康補助食品、美容補助食品など〇〇補助食品と名乗るものの他、特別な名称は名乗らずに健康効果をアピールした加工食品がある。訴求内容もトクホのカテゴリーにはない免疫力やアンチエイジング、抗酸化作用など非常に幅広く商品数が多い。訴求内容・商品数とも今後さらに増加すると思われる。

日本健康・栄養食品協会の JHFA マークなどの取組みが進んでいるが、さらに網羅的な規制が必要と思われる。FDA は構造・機能強調表示をしていないものも含めて栄養補助食品はすべて FDA 長官が公布する GMP（製造基準）に合致していなければならない、としている。

日本では錠剤やカプセル状の健康食品に対して自主点検ガイドライン⁷が定められているが、これは原材料の安全性を確認する内容である。錠剤やカプセル状の食品については濃縮工程など製法による品質（安全性）への影響が懸念されるが、このガイドラインではチェックすることができない。ガイドラインの内容を製法による影響も含めて見直し、対象も錠剤やカプセル状だけでなくいわゆる健康食品全般に広げた規制を検討して頂きたい。

提案2：いわゆる健康食品にも科学的根拠に即した表示を促す仕組み

いわゆる健康食品は、効能効果はもちろんトクホに許される機能性表示も認められない。トクホには許可カテゴリーがあり、このカテゴリーにあてはまらない食品はトクホを申請することも難しい状況にある。トクホカテゴリー以外についても栄養素と機能性に関する

⁷錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン

表示ルールを検討し、いわゆる健康食品も科学的根拠に即した機能性の程度がわかる表示ができるよう規制を見直すことにより、「いわゆる健康食品＝科学的根拠の不確かなもの」ではなく、良いものとそうでないものを分けていくことができるのではないかと。

とはいえ現状でいわゆる健康食品は科学的根拠を示さなくても売れているので、科学的根拠に即した機能性表示ができる環境を整備するだけでは適切な商品を増やすことはできないだろう。

しかし、トクホの機能性の程度が商品表示や企業 CM 等で正しく伝えられ、消費者が商品選択の際に「この健康食品はどの程度の機能性が期待できるか」を知りたいと思うようになれば、売る側も機能性の程度を表示せざるを得なくなり、ウソの表示を避けるためにコストがかかっても科学的根拠を担保しようとしていくのではないかと。

科学的根拠に即した機能性表示ができる環境が整備され、消費者が機能性の有無だけでなくその程度まで確認するようになれば、いわゆる健康食品市場においてもイメージばかりではなく科学的根拠に基づく機能性の程度を適切に表示した商品を開発しようという企業を増やしていくことが期待できるのではないだろうか。

提案 3：違法表示取り締まり強化

法律⁸に基づき健康食品の健康の保持増進効果等についての虚偽・誇大広告の取締りが行政によって行われている。しかし平成 20 年度の厚生労働省によるネット監視指導件数によると調査件数 600 件のうち 517 件が指導対象であったように、市場には多くの健康食品違反表示があふれている。当該商品の機能性や効果の程度を消費者に誤認させないだけでなく、消費者を健康被害から守るために違法表示の取り締まりはさらに強化されなくてはならない。

健康食品の虚偽・誇大広告の取り締まりは諸外国にも多くの事例があるので、それらを参考に有効な対策の見直しを求めたい。消費者庁には健康食品の違法表示取締りにおいても警察を含む関係省庁の連携を図り、違法表示の取り締まりが実効性を上げるよう消費者行政の司令塔としての機能を果たすことを期待する。

4. 消費者教育の充実

提案 1：規制と消費者教育は同時平行

どんなに規制を厳しくしても必ず規制をかいくぐる商品が生まれることは今までの歴史を見れば明らかである。規制を厳しくするだけでなく、消費者が適切に判断できるよう正しい情報が提供される仕組みや、消費者へのリテラシー教育の充実が必要だ。リテラシー教育とは、ひとつの情報に踊らされずさまざまな情報を比較検討する能力を高める教育である。リテラシー教育の題材は健康食品に限らない。リテラシー教育は学校教育において充実されることが望まれるとともに、地域における社会人教育でも充実されることが望ま

⁸ 健康増進法、薬事法、食品衛生法、景品表示法など

れる。

提案2：消費者が情報を利用しやすい環境の整備

消費者が健康食品を適切に利用するためには、商品表示や企業 CM 等で商品の機能性や効果の程度が正しく伝えられるだけでなく、健康食品による被害情報が正確に伝えられる必要がある。また被害を避けるために健康食品の正しい利用方法等について気軽に相談できる場の確保が求められる。

健康食品の被害情報については、国民生活センターと全国の消費生活センターを結んだ PIO-NET の危害・危険情報や協力病院から収集した危害情報があるが、その内容は概要が国民生活センターの Web サイトで公表されるものの詳細は消費生活年報を見ないとわからない。また協力病院は全国で 20（2008 年度）ととても少ない。健康食品は 2008 年度の商品・役務別件数（消費生活センターの危害情報）で 4 位であったように、その被害情報は消費者に広く伝えられる必要がある。

健康食品に限らず健康被害等でリコールとなった商品は行政や事業者、メディアなどさまざまな Web サイトで伝えられ、その一部は社告や TV ニュースによっても報じられている。Web サイトは自分からアクセスしないと情報が得られないし、社告や TV ニュースは一過性という側面がある。

アメリカにはデータ通信でリコール情報が定期的に消費者に発信される仕組みがある。日本もデジタル放送が始まりデータ通信が各家庭に普及し始めているので、それらのインフラを利用した情報提供方法を検討して頂きたい。

また国民生活センターや国立健康・栄養研究所等の Web サイトに公表されている健康食品の被害情報を、消費者問題に関する情報を一元的に管理する消費者庁の Web サイトでも公表することを検討してほしい。その際、情報はただ時系列・商品群別等で羅列するのではなく、医療者や一般、教育関係など対象者別のニーズに合わせた情報提供の工夫がなされることを望む。

健康食品による被害を避けるために、正しい利用法を気軽に相談できる場の確保としては全国の消費生活センターはもちろん、企業の相談窓口の利用が促進されることが望まれる。

提案3：事業者（健康食品）と消費者をつなぐ仲介者の育成・活用の促進

医薬品（OTC を除く）は医師に処方され薬剤師のアドバイスを受けることができるが、健康食品は消費者が自身の判断で自由に購入している。そのため消費者は商品表示や企業 CM 等の情報で商品選択をすることになるが、現状それらの表示内容は非常に曖昧で実際の機能性や効果の程度よりもかなり良い商品であるように思わせている。店頭健康食品コーナーにはトクホといわゆる健康食品と一緒に陳列されており、健康食品コーナーに置いてあるだけで健康によい食品だというイメージを消費者に与えている。

商品表示や企業 CM 等が当該健康食品の機能性や効果の程度を正しく伝える必要があるだけでなく、売り場で消費者に適切な情報提供できる人材を育成することが望まれる。健

健康食品管理士など健康食品の問題に対応するアドバイザー制度が始まっているが、それらの人材が消費者に近い現場で幅広く活躍することが期待される。

5. (健康食品に限らず) 加工食品全般の栄養表示の見直し

提案1：栄養表示の見直し

本稿ではトクホといわゆる健康食品を中心に健康食品の表示について必要と思われる対策を述べてきたが、消費者に健康訴求をしているという点では一般食品の強調表示等もあわせて検討する必要がある。健康増進法の栄養表示基準により、強調表示をする場合は強調表示基準に基づく表示と該当する栄養素の含有量を栄養成分表示に記載することになっている。なお、栄養成分表示はすべての加工食品に表示が義務付けられているわけではなく、栄養表示をしない場合は栄養成分表示の表示義務はない。

トランス脂肪酸の健康影響は以前から指摘されてきたが、最近また注目が集まっている。トランス脂肪酸を減らす製造方法が企業で開発され、トランス脂肪酸に関する表示基準はないもののトランス脂肪酸を減らしたことを示す表示をした商品を市場で見かけるようになった。現在、強調表示基準にはトランス脂肪酸に関する規定がないため栄養成分表示への含有量の記載なくトランス脂肪酸を減らした旨の訴求をしても取り締まることができない。さらに問題なことは、トランス脂肪酸を減らす代わりに飽和脂肪酸を増やしていたとしても現在のルールでは適切に規制することができない。トランス脂肪酸を減らしても飽和脂肪酸が増えてしまえば健康影響が改善されたとはいえない。食品の健康影響は総合的に判断されなければならないのである。リスクトレードオフが覆い隠され、一面的な情報だけが訴求されることのないよう栄養表示は見直しが図られる必要がある。

一般食品の強調表示や強調表示基準に定めのない栄養素等の健康訴求が、当該食品の機能性や効果の程度を消費者に誤解させることのないように、諸外国の栄養表示規制等を参考に日本の栄養表示の見直しを検討して頂きたい。

以上